

平成 19 年 11 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社ウェッジホールディングス
代表者名 代表取締役社長 福井 政文
(コード 2388 大証ヘラクレスG)
問合せ先 取締役管理部長 竹村 卓郎
(TEL . 0 3 - 5 2 1 7 - 0 7 2 3)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 11 月 29 日開催の当社取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 19 年 12 月 21 日開催予定の第 6 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は、第 6 期事業年度において資本金が 5 億円以上となりましたので、会社法第 328 条第 1 項により監査役会および会計監査人設置会社となります。これに対応するため、現行定款第 4 条(機関)に新たな機関を追加するほか、第 5 章(監査役)に監査役会を追加し、変更案第 32 条(常勤の監査役)、第 33 条(監査役会の招集通知)、第 34 条(監査役会の決議の方法)、第 35 条(監査役会の議事録)、第 36 条(監査役会規程)を新設するものであります。
- (2) 株主総会ならびに取締役会の招集権者および議長を取締役会長に変更するものであります。
- (3) 上記条項の変更に伴い条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条 ~ 第 3 条 (省略)	第 1 条 ~ 第 3 条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1.取締役会 2.監査役	第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1.取締役会 2.監査役

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設) (新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>3.監査役会</u> <u>4.会計監査人</u></p>
<p>第5条 ~ (省略)</p>	<p>第5条 ~ (現行どおり)</p>
<p>第11条</p>	<p>第11条</p>
<p>第12条</p>	<p>第12条</p>
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、<u>取締役社長がこれを招集する。</u> <u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。</u></p> <p>2. 株主総会の議長は、<u>取締役社長</u>がこれにあたる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、<u>取締役会長がこれを招集する。</u> <u>取締役会長に欠員または事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。</u></p> <p>2. 株主総会の議長は、<u>取締役会長</u>がこれにあたる。<u>取締役会長に事故があるときは、取締役社長が、</u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>
<p>第14条 ~ (省略)</p>	<p>第14条 ~ (現行どおり)</p>
<p>第19条</p>	<p>第19条</p>
<p>第20条</p>	<p>第20条</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。</p>

現行定款	変更案
<p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>2. 取締役会長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
<p>第22条 ~ (省略)</p>	<p>第22条 ~ (現行どおり)</p>
<p>第28条</p>	<p>第28条</p>
<p>第5章 監査役</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p>
<p>第29条 ~ (省略)</p>	<p>第29条 ~ (現行どおり)</p>
<p>第31条</p>	<p>第31条</p>
<p>(新設)</p>	<p>(常勤の監査役)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第32条 <u>監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査役会の招集通知)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第33条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要ある場合は、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>2. <u>監査役全員の同意がある場合は、招集手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査役会の決議の方法)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第34条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第32条 ~ 第37条</p>	<p style="text-align: center;"><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第35条 <u>監査役会の議事については、法令に定めるところにより、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第36条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>第37条 ~ 第42条</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p>